

山のおもてなし基本構想策定（７）業務に係る企画提案公募要領

大阪府では、観光行政の課題である大阪市内の集中緩和、今後のオーバーツーリズム対策に資するとともに、周遊観光の活性化による市町村の観光振興に大きく貢献することを目的として、「山のおもてなし基本構想策定業務」を実施します。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

１ 業務名

山のおもてなし基本構想策定（７）業務

（１）業務の趣旨・目的

大阪・関西万博を契機にさらなるインバウンドの増加が見込まれる中、今後の大阪市内のオーバーツーリズム対策、府内周遊観光の優良ツールとなり得る新たな観光資源が求められています。都市部と山地が非常に近接している大阪においては、北摂山系や生駒山系など三方を山に囲まれ、インバウンドが好む歴史的・文化的な要素が多岐にわたります。これらの豊かな歴史と文化を多くの方に体験していただくためには、体験のコア施設となる、おおさか環状自然歩道、府民の森及び周辺山系施設（以下、自然公園施設）の魅力や利便性の向上、安全性の確保に資する事業・対策を計画的に実施する必要があります。

本業務では、自然公園施設の利用者ニーズ等を踏まえた自然公園全体の基本構想を策定した上で、インバウンドを呼び込めるポテンシャルの高い３拠点エリア（※）に関して、「山のおもてなし」に向けた基本計画（必要な整備・概算整備費用の算出など）及び、公共交通機関の運行状況や地元の特産品、観光スポット等とリンクさせた「周遊モデルコース（半日版・一日版・複数日滞在版）」を設定し、集客に向けた効果的なプロモーション等を検討することを目的とします。

※３拠点エリアとは、①インバウンド人気の高い箕面大滝や勝尾寺があり、東海自然歩道の西の起点ともなっている『明治の森箕面国定公園』、②日本最長級の人道吊橋「星のブランコ」がある交野市の『府民の森ほしだ園地』、③関西空港からほど近く、風情のある古民家風の施設において囲炉裏や五右衛門風呂体験ができる泉南市の『府民の森ほりご園地』の３地区（周遊モデルコースは①及び②）を想定しています。

（２）業務概要

別紙「仕様書」のとおり

（３）委託上限額

29,700,000 円（税込）

(4) 企画提案公募内容

企画提案公募内容については、次の１）～５）のうち提案を求める内容を、パワーポイント（スライドは標準 4:3、横画面）で作成してください。

表現内容は自由としますが、作成いただく資料を使用して、プレゼンテーションの審査を行いますので、応募者が特定できるような表示をしないでください。

１）自然公園施設の観光分野における現状分析及び将来予測に関する調査

- ・仕様書で例示の調査項目を含め、今後「山のおもてなし」を進めていく上で、必要と考えられる調査項目と、その収集方法を具体的に提案してください。
- ・各種調査結果を基に、どのように活用して現状分析・将来予測を実施するのか、そのプロセスについて具体的に提案してください。

２）現状分析及び将来予測を踏まえた今後の自然公園のあり方（基本構想）の策定

- ・今後の自然公園施設のあり方（既存施設の評価、再整備の優先度・留意事項、求められる新たな施設や整備内容、想定される費用総額、新たに府民・国内観光客・インバウンドへの波及的効果等が得られる取組みや安全対策等）について、大阪の自然的・社会的な特色も踏まえた上で、府民・国内観光客・インバウンドにとって、より魅力的なエリアとし、大阪ならではの人を呼び込むための基本構想について、そのコンセプトをどのように検討するかの方方向性を提案してください。

３）実現可能な拠点施設・関連施設のあり方（基本計画）の策定及び周遊モデルコースの設定

- ・３拠点エリアを中心に「山のおもてなし」を進めていく上で、府民・国内観光客・インバウンドの一層の集客が見込めるコンセプトを、どのように検討するかの方方向性をエリア毎に提案してください。必要な図面及び資料作成等の指定はありませんが、提案者の意図が明確に確認できる資料構成としてください。

４）周遊エリアの新規選定と周遊モデルコースの設定

- ・３拠点エリア以外で、「山のおもてなし」を進めていく上で、現時点で最も効果的であると考えられるエリア（５地区）とその選定理由を提案してください。

５）効果的なプロモーションに向けた検討

- ・府内自然公園施設や各周遊モデルコースに集客するために、現時点で最も効果的であると考えられるプロモーション方策について、府民・国内観光客・インバウンド向けのそれぞれ１案以上を具体的に提案してください。

２ 業務スケジュール

令和７年４月２８日（月曜日）	公募開始
５月１４日（水曜日）	説明会開催
６月４日（水曜日）	質問受付締切
６月１１日（水曜日）	提案書類提出締切
６月下旬頃	選定委員会
７月上旬頃	契約締結・事業開始
１０月３１日（金曜日）	中間報告
令和８年３月２５日（水曜日）	業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者であること。

(4) 府税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

- イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
- ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。
- (9) 受付期間最終日（令和7年6月11日（水曜日））までに、令和6・7年度大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿中「建設コンサルタント（10：造園）若しくは（11：都市計画及び地方計画）」または令和7・8・9年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「一般種目 種目コード185（施策に関するコンサルティング業務等）」に登録されている者であること。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和7年4月28日（月曜日）から令和7年6月11日（水曜日）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 配布方法

電子メール（midorikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp）での送付のほか、みどり推進室ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120030/midori/midori/yamaomokihonkohsoh.html>）からダウンロードできます。（直接の受け渡し、郵送による配布は行いません。）

ウ 受付期間

令和7年4月28日（月曜日）から令和7年6月11日（水曜日）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

エ 提出方法

応募書類5部（正本1部、副本4部）、応募書類のデータを収めたCD-R等、及び、チェックリスト（様式12）は、郵送（当日必着）にて提出をお願いします。

大阪府環境農林水産部みどり推進室みどり企画課 自然公園グループあて

住所：〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階

※郵送後、必ず電話にて当室（06-6941-0351 内線2745）あて応募の連絡をお願いします。

（電話は平日午前10時から午後5時まで）

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式 1：正本 1 部、副本 4 部）

イ 企画提案資料（様式 2 ほか：正本 1 部、副本 4 部）

本資料 P2（4）企画提案公募内容に記載のとおり。また、事業スケジュール・実施体制及び必要な人員についての考え方も記載してください。

ウ 応募金額提案書（様式 3：正本 1 部、副本 4 部）

エ 事業実績申告書（様式 4：正本 1 部、副本 4 部）

上記（様式 4）に加え、別途、過去に実施した類似の事業実績の詳細資料がある場合は提出してください（様式自由：正本 1 部、副本 4 部）。

オ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書（様式 5：1 部）

②共同企業体協定書（写し）（様式 6：1 部）

③委任状（様式 7：1 部）

④使用印鑑届（様式 8—1 又は 8—2：1 部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式 9：1 部）

キ 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明してください。）

ク ①法人登記簿謄本（1 部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から 3 カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から 3 カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から 3 カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ケ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

サ 障害者雇用状況報告書の写し（1 部）

①常用労働者数が 40.0 人以上の事業主の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、事業主に義務化されている「障害者雇用状

況報告書（様式第6号）」の写し

- ・令和6年6月1日現在の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）

②常用労働者数が40.0人未満の事業主の場合

- ・「障がい者の雇用状況について」（様式10）1部

シ 暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（契約時）

元請負人用（様式11その1）、下請負人等用（様式11その2：1部）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。ただし、企画提案書に添付する書類（デザイン案等）は必要に応じてカラーも可とします。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

エ 提出する副本は、提案事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報が記載されている当該箇所を黒塗りしてください。

オ 提出する正本には、表紙及び背表紙に提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

＜記入例＞「山のおもてなし基本構想策定（7）業務」提案書

株式会社〇〇（法人名）

カ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

キ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和7年5月14日（水曜日）午後2時から午後3時まで

(2) 開催場所

オンライン開催

オンライン会議システム Microsoft Teams を使用します。

（申込みいただいた方には別途視聴 URL をご連絡します。）

(3) 申込方法

電子メール（midorikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp）で参加事業者名、参加者職・氏名、連絡先を明記の上、申し込みください。

※件名に「【説明会申込：山のおもてなし基本構想策定（7）業務】」と明記してください。

※口頭、電話による申込みは受け付けません。

※応募にあたって説明会の参加は必須ではありません。

(4) 説明会への申込期限

令和7年5月12日（月曜日）午後5時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年6月4日（水曜日）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：midorikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

※電子メールの件名は、「【質問：山のおもてなし基本構想策定（7）業務】」としてください。

ア 電子メール送信後、必ず当室に電話（06-6941-0351 内線 2745）で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 質問への回答は大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120030/midori/midori/yamaomokihonkohsoh.html>

に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。ただし、応募が6者を超えた場合には、一次審査として書類審査を実施することがあります。一次審査を実施する場合は、上位の概ね6者を対象に、二次審査としてプレゼンテーション審査を実施します。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の使用は可能です。（プロジェクター（HDMI 接続）は府が準備しますので、パソコン及び必要機材を持参してください。また、設定等は応募事業者が実施することとし、接続が出来ない場合は応募書類を用いて説明していただきます。） 1者あたり25分（説明時間15分、質疑応答時間10分）での実施を想定しています。

なお、審査には本事業の主たる実施担当者として想定される者が出席してください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審 査 項 目		審 査 内 容		配 点
業務内容に関する提案	①〔基礎調査〕自然公園施設の観光分野における現状分析及び将来予測に関する調査	・仕様書で例示の調査項目を含め、今後「山のおもてなし」を進めていく上で、必要と考えられる調査項目と、その収集方法が具体的に提案されているか。		6 点
	②〔自然公園の基本構想〕現状分析及び将来予測を踏まえた今後の自然公園のあり方（基本構想）の策定	・各種調査結果を基に、どのように活用して現状分析・将来予測を実施するのか、そのプロセスについて具体的に提案されているか。		6 点
		・「既存施設の評価、再整備の優先度・留意事項」について、大阪の自然的・社会的な特色も踏まえた上で、より魅力的なエリアとし、大阪ならではの人を呼び込むためのコンセプトを、どのように検討するか方向性が提案されているか。		8 点
		・「求められる新たな施設や整備内容、想定される費用総額」について、大阪の自然的・社会的な特色も踏まえた上で、より魅力的なエリアとし、大阪ならではの人を呼び込むためのコンセプトを、どのように検討するか方向性が提案されているか。		8 点
	③〔3拠点エリアの基本計画〕実現可能な拠点施設・関連施設のあり方（基本計画）の策定及び周遊モデルコースの設定	・右記3拠点エリアを中心に「山のおもてなし」を進めていく上で、府民・国内観光客・インバウンドの一層の集客が見込めるコンセプトを、どのように検討するか方向性が提案されているか。	『明治の森箕面国定公園』	8 点
			『ほしだ園地』	8 点
			『ほりご園地』	8 点
	④〔3拠点エリア以外の周遊モデル〕周遊エリアの新規選定と周遊モデルコースの設定	・3拠点エリア以外で、「山のおもてなし」を進めていく上で、現時点で最も効果的であると考えられるエリア（5地区）とその選定理由が具体的に提案されているか。		6 点
	⑤〔プロモーション方策〕効果的なプロモーションに向けた検討	・プロモーション方策については、提案事業者の強み（類似コンサルティング実績、企業間ネットワーク、専門性、独自性など）など具体的な提案がされているか。		8 点
	⑥総合評価	・魅力的なストーリー性があり、①～⑤全体のバランスが優れているか。		5 点
・実現性があるか、創意工夫がなされているか。		5 点		
事業スケジュール及び実施体制等		・実現可能な事業スケジュール・実施体制及び必要な人員を備えているか。		2 点
		・本業務と類似した過去の業務実績があるか。		2 点
障がい者雇用		・常用労働者 40.0 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているか。または、常用労働者 40.0 人未満の場合、1 人以上障がい者を雇用しているか。		2 点
価 格 点		価格点の算定式 満点（10 点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格		10 点
合 計				100 点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をみどり推進室ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120030/midori/midori/yamaomokihonkohsoh.html>) において公表します。応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
(品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額)
- ② 全提案事業者の名称(申込順)
- ③ 全提案事業者の評価点(得点順 内容は①に同じ)
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由(講評ポイント)
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他(最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書(様式 11)を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。
- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
- ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。